

令和6(2024)年度日本スポーツ少年団旅費補助要項

1. 対象事業

- (1) 全国スポーツ少年大会
- (2) シニア・リーダースクール

2. 経路

都道府県起点駅〔別紙〕参照〕～会場最寄駅間とする。

3. 算出方法

日本スポーツ協会旅費規程に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により算出した往復交通費の2分の1(100円未満切捨て)とする。

- 鉄路を利用する場合は、通常期の運賃を適用し算出した往復交通費の2分の1(100円未満切捨て)とする。
- 空路を利用する場合は、普通運賃(往復分)から1割を引いた額の2分の1(100円未満切捨て)とする。
- 全国スポーツ少年大会の参加団員(小学生)については、往復交通費(大人料金)の4分の1(100円未満切捨て)とする。なお、空路を利用する場合は普通運賃(往復分・大人料金)から1割を引いた額の4分の1(100円未満切捨て)とする。

4. 支給方法

都道府県体育・スポーツ協会の指定口座に事前に振込む。

5. 旅費補助の確定

事業終了後、参加者数に基づき確定し、事前振込み額との差額が生じた場合は、その差額を戻し入れる。